

令和元年 12 月 9 日
総 務 局

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
第 12 条第 1 項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「条例」という。）
第 14 条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条
例第 12 条の規定に基づき表現活動の概要等を公表する。

1 表現活動の内容

令和元年 9 月 15 日、東京都墨田区内でのデモ行進における「百害あって一利なし。反日在日朝
鮮人はいまずぐ韓国に帰りなさい」「犯罪朝鮮人は日本から出ていけ」「日本に嫌がらせの限りを
続ける朝鮮人を日本から叩き出せ」の言動

2 都の対応

- (1) 上記 1 について、条例第 12 条第 2 項の規定に基づく申出を受け、これらの表現は、本邦外出
身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められるとの審査会の意見を聴取した。
- (2) 審査会の意見を踏まえ、都としては、上記 1 の表現は、条例第 8 条に規定する本邦外出身者
に対する不当な差別的言動に該当する表現活動であると判断した。
- (3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあってはならないものであり、都は、条例第 12 条
第 1 項の規定に基づき、本件公表を行い、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動の
解消を推進していく。